

審 査 基 準

平成21年2月26日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手續）、第5条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：第4条第1項の政令で定める書面を交付したときは、7日（行政庁の休日は含まない。） 第5条の規定による届出を受理したときは、1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：当該場所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （088-622-3101 内線5173） 警察署交通課
備 考：